

過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

沖縄県の過疎地域は、その多くが小規模な離島や本島北部の山間地域に存在しているが、昭和55年制定の「過疎地域振興特別措置法」等に基づく過疎対策事業の実施により、人口減少は全体として鈍化し、また、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備についても一定の成果を上げてきている。

しかしながら、依然として過疎地域においては、財政基盤の脆弱さ、高齢化の進行等による地域活力の減退、学校・教育施設や情報通信基盤の整備の遅れ、医師不足と診療科の減少など解決すべき多くの課題が残されている。

このような中であって、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することになるが、本県においては、過疎対策に係る法律の適用が他都道府県と比べて10年遅れており、非過疎地域との格差を解消していくためには、今後とも国の強力な支援が必要である。

よって、国におかれては、本県の過疎地域の実情を踏まえ、過疎地域が都市に対していやしの場を提供していること、自然環境の保全に貢献していることなどの多面的・公共的機能を担っていることを御理解いただき、過疎地域に対する総合的な対策を引き続き行うため、現行法の内容に加え、下記内容を盛り込んだ過疎地域の自立促進のための新たな法律の制定が図られるよう強く要請する。

記

- 1 複数の有人島で構成する市町村及び合併市町村について、地域の実情に即した過疎地域指定を行うこと。
- 2 過疎債について、学校・教育施設の整備などのハード施策や医師不足対策などのソフト施策に対しても適用すること。
- 3 過疎地域市町村が自立促進を図るための事業を着実に実行できるよう、過疎債の元利償還金について基準財政需要額への算入率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
国土交通大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）